

登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録手続き等の検討に関する
ワーキンググループ (第2回) 主なご意見

実践研修の時間に関すること

- 原案の45単位時間では短い。教授法など、原案で養成課程の中に位置づけられているものの、教壇実習につながる実践的な内容は、実践研修に位置付けることが必要ではないか。その上で、例えば200単位時間など、実践研修の時間数を増加させるべきではないか。
- 時間数ありきの議論ではなく、実践研修で実施すべき内容から、妥当な時間数がどの程度であるかという議論が必要ではないか。

指導者・教授者の要件に関すること

- 実践研修の指導者の要件のうち、研究業績はどのようなものを指すのか、論文、教科書出版などだけでなく、研修担当など該当内容を幅広くする方向で整理をする必要があるのではないか。
- 実践研修の指導者要件のうち②および③の要件にある「授業」が指すものは何か整理が必要ではないか。
- (原案のように養成課程の中に実践的な科目も含まれるのであれば、) 養成課程の教授者の要件に、実践研修同様、「認定日本語教育機関で日本語教育に3年以上従事した者」をいれるべきではないか。
- 「養成課程の科目に係る学位」とあるが、科目名に教授者の専門性が出ない場合もある。シラバスをもって確認するなど、中身そのものが紐づけられる工夫が必要ではないか。

教壇実習機関に関すること

- 実践研修は【養成】段階の受講者に対するものであるため、分野別の指導を考慮すべきでなく、教壇実習先を認定日本語教育機関に限定すべきではないか。分野別の対象者となる年少者、難民等はいれないほうがよいのではないか。特に記載されている小中学校については、受け入れ体制が整っていないところもあり、十分な指導が受けられるかどうかという点からも危惧している。
- 仮に実践研修の教壇実習先を認定機関に限るとしても、実践研修と一体的に実施する養成課程の中で、各機関独自の取り組みとして、分野別の内容を教えることや、実践研修ではない形で年少者や難民等を対象とした実習を実施することはあってもいいのではないか。

- ビジネスマンへの日本語教育など、社会の要請がある側面もある。企業等での教壇実習も排除しない形に収められないか。
- 企業等での日本語指導は認定日本語教育機関（就労）の対象とすべきかどうかを議論すればよいのではないか。

教壇実習における指導者一人当たりの受講者数に関すること

- 「同時に指導する受講者数が 20 名以内」というのは、多すぎると考える。特に数字を出す場合は筋を通すことが必要である。例えば、実習生どうしの力を借りて、3 人組を 4 グループで 12 名、などがぎりぎりではないか。
- 420 単位時間の養成研修では、1 クラスしか動かないという前提ではないため、「同時」に複数のコース・クラスが走っている。「同時」が含意する状況が異なっているように感じるので、趣旨を明確にすべきではないか。
- 複数のコースが走っているとしても、20 名は多すぎるのではないか。
- 「同時」という表現が誤解を生んでいる側面もあるのでは。実習生 1 名が 45 分教壇実習をするための指導者の負担は大きく、そこも考慮して基準を検討すべき。
- 数字を示さず、負担等を考慮して可能な範囲でという基準にできないか。

養成課程の実施方法に関すること

- 「授業時間の二倍に相当する時間を要する学習・・・」について、授業時間外の学習内容まで細かく確認する意図ではないと理解。単位制をとっている大学での運用を参考としたい。
- 前回小委員会で 3 か月、6 か月の研修が問題であるかのような意見があったが、内容が重要であり、一概に実施期間を定めるべきではないのではないか。

養成課程の教授体制等に関すること

- 「本務等（仮称）の教授者」とあるが、「主たる」や「主軸となる」といった表現のほうが分かりやすいのではないか。

日本語教員試験に関すること

- 養成課程の修了見込みで、基礎試験免除のルートで受験ができるよう工夫すべきではないか。

経過措置に関すること

- 図について、初見の方には分かりにくい。これから日本語教師になる一般的な形と経過措置とを別にするなどの工夫をすべきではないか。また、アルフ

アベットでルートを書くのではなく、●●型、のように分かりやすい名前に変更すべきではないか。

- 海外で今現在教えている方々への対応にも留意すべきではないか。